

報告第 39 号

小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育に関する
補助金交付要綱の制定について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 2 月 23 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

小城市立保育園・幼稚園の民間移管にあたり円滑な民間移管を図る
ために共同保育の実施に必要な経費について、事業者に補助金を交付
するため。

小城市告示第 130 号

小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育に関する 補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、小城市立保育園・幼稚園の民営化に当たり、円滑な民間移管を図るため、共同保育の実施に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 補助の交付を受けることができる者は、小城市立保育園・幼稚園の移管先として市長の決定を受けた法人（以下「補助対象法人」という。）とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 移管前 3 月間の共同保育（民間幼稚園・保育園を設置することとなる日より前に、市及び補助対象法人の職員が民営化等の対象となる施設において共同で行う保育をいう。）に補助対象法人の職員が参加するためにかかる費用

(2) その他市長が認めるもの

(補助金の算定基準)

第 4 条 補助金の額は、別表に定める基準に基づき算出した額とする。

2 前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書は、様式第 1 号のとおりとし、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める期日までとし、その提出部数は、1 部とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期間は、補助金交付決定の日の翌日から起算して10日以内とする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

移管する施設の種類	単 価
市立保育園	職員1人あたり 日額 6,900 円
市立幼稚園	職員1人あたり 日額 5,200 円

※ 各市立園の共同保育に参加した日数に上記単価を乗じた金額を、補助対象経費とする。

市立保育園への共同保育の参加日数は月 22 日を最大とし、市立幼稚園への共同保育の参加日数は月 20 日を最大とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住所
氏名又
は名称

年度小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育に関する
補助金交付申請書

年度において、次のとおり小城市立（ ）保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育を実施したいので、小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育に関する補助金 金 円を交付されるよう、小城市補助金等交付規則及び小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育に関する補助金交付要綱により交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画の概要 (別紙)
- 3 収支予算書 (別紙)
- 4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

別紙

1 事業の概要

事業種目	事業箇所	実施予定日	事業内容
小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育事業	() 保育園 ・ 幼稚園		

2 収支予算書

収入

区 分	予 算 額	備 考
市補助金		
その他		
計		

支出

区 分	予 算 額	備 考
小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育事業		
計		